

使った水はきれいに自然へ返そう

町では、「合併処理浄化槽」の設置を推進しています。

合併処理浄化槽は、トイレを水洗にできるだけでなく、台所や洗濯、お風呂などから出る排水をすべて処理し、きれいな水にして自然に戻してくれます。本町は、この合併処理浄化槽の設置・管理方法が二つに分かれています。その内容を紹介します。

旧長島町の区域

特定地域生活排水処理事業を推進し、**町が設置・管理**します。

○個人負担

浄化槽の規模に対して定額の負担を分担金として工事完了後に役場に納付します。申請された浄化槽工事は役場で発注します。

人槽区分	工事分担金 (1回限り)
5人槽	170,000円
7人槽	200,000円
10人槽	250,000円

○月々の使用料

浄化槽設置後は、保守点検や清掃、法定検査等の維持管理が法律で義務づけられていますが、これらの維持管理を町が実施します。維持管理にかかる費用は、浄化槽使用料として毎月役場に納入(口座振替も可)していただきます。

人槽区分	毎月の使用料
5人槽	3,360円
7人槽	3,990円
10人槽	4,930円

旧東町の区域

浄化槽設置整備事業を推進し、**個人が設置・管理**します。

設置者からの申請に基づいて、浄化槽の規模と事業費(工事費用)に応じて町から補助金を交付します。

工事費用は個人(設置者)が施工業者に支払います。

◎工事費用から補助金を差し引いた個人負担については、**旧長島町区域の工事分担金と同額**です。ただし、工事費用が補助基準額を超える場合は、個人負担がその分増加することになります。

浄化槽の設置希望者は、お気軽にご相談ください。

◎問い合わせ先 役場水道課
Tel (86) 1111 内線2132



平成20年度の稲わら基準価格について、肉用牛振興協議会出水支部で協議した結果、次とおり決定しましたのでお知らせします。

平成20年度産稲わら価格

- 掛け干しされた稲わら 10㌥当たり9000円
 - コンバインで切り落とした稲わら 10㌥当たり4500円
- 規格および条件
- ①十分に乾燥させ、長期保存に耐えられるもの
 - ②車両が隣接可能な場所に集積してあること

稲わらと堆肥を交換する場合の堆肥の量

- 10㌥当たり 2ト車一台分
- 《堆肥は十分に発酵させた完熟(良質)堆肥とする》
これらの条件に適合しない場合は、両者で協議のうえ、決定してください。
- ◎問い合わせ先 役場農林課
Tel (86) 1111 内線2144

稲わらの取引基準決まる

